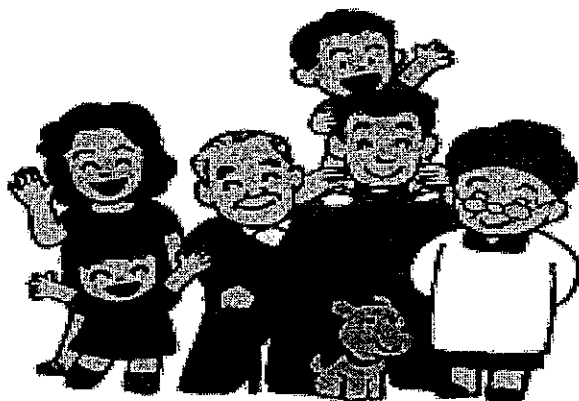


八代市の現状と課題

第2次八代市地域福祉計画（抜粋）



第15回地域審議会資料

八代市障がい福祉課

1 人口構造

(1) 人口及び世帯の推移

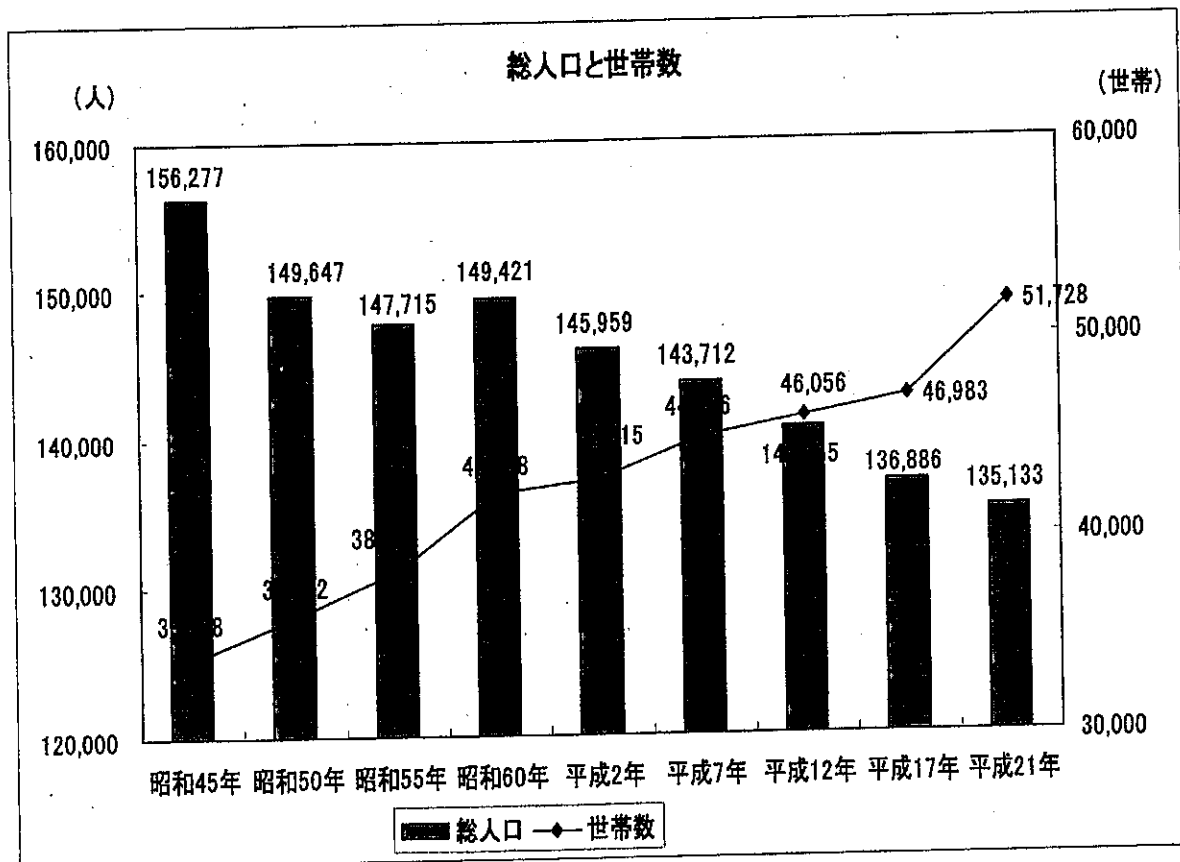
○総人口と世帯数

	総人口	世帯数	一世帯あたり人員
昭和45年	156,277	33,968	4.6
昭和50年	149,647	36,072	4.1
昭和55年	147,715	38,266	3.9
昭和60年	149,421	42,188	3.5
平成2年	145,959	42,915	3.4
平成7年	143,712	44,956	3.2
平成12年	140,655	46,056	3.1
平成17年	136,886	46,983	2.9
平成21年	135,133	51,728	2.6

※資料 昭和45年～平成17年：国勢調査(各年の10月1日現在)
平成21年：八代市住民基本台帳(平成21年9月30日)

注1 総人口には年齢不詳者も含む

注2 昭和45年～平成12年については現在の市域に基づいて組み替えたもの



(2) 年齢階層別人口の推移
 ○八代市の年齢階層別人口推移

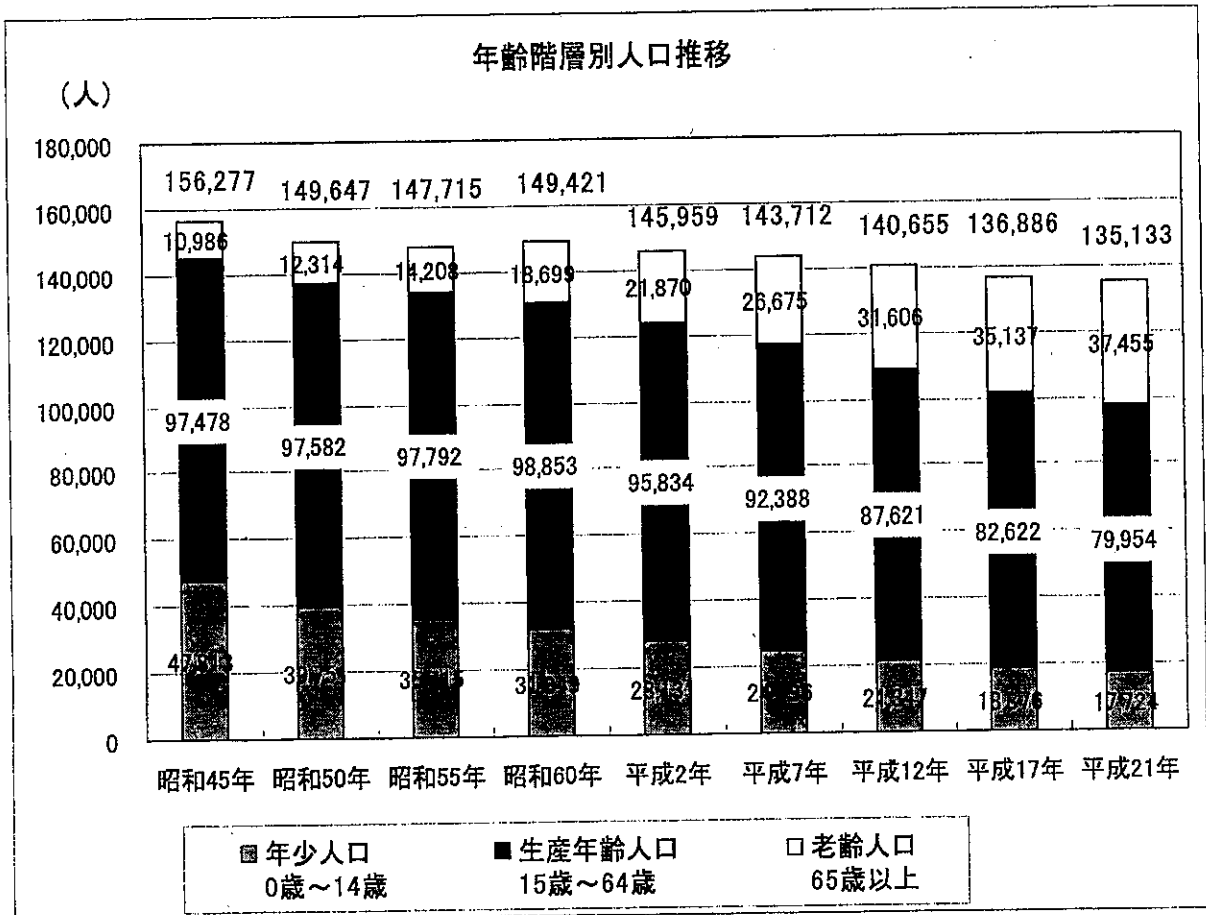
(人)

区分	総人口	年少人口 0歳～14歳	生産年齢人口 15歳～64歳	高齢人口 65歳以上	総人口	年少人口 0歳～14歳	生産年齢人口 15歳～64歳	高齢人口 65歳以上
昭和45年	156,277	47,813	97,478	10,986	100.0%	30.6%	62.4%	7.0%
昭和50年	149,647	39,751	97,582	12,314	100.0%	26.6%	65.2%	8.2%
昭和55年	147,715	35,715	97,792	14,208	100.0%	24.2%	66.2%	9.6%
昭和60年	149,421	31,849	98,853	18,699	100.0%	21.3%	66.2%	12.5%
平成2年	145,959	28,131	95,834	21,870	100.0%	19.3%	65.7%	15.0%
平成7年	143,712	24,496	92,388	26,675	100.0%	17.0%	64.3%	18.6%
平成12年	140,655	21,347	87,621	31,606	100.0%	15.2%	62.3%	22.5%
平成17年	136,886	18,876	82,622	35,137	100.0%	13.8%	60.4%	25.7%
平成21年	135,133	17,724	79,954	37,455	100.0%	13.1%	59.2%	27.7%

※資料 昭和45年～平成17年:国勢調査(各年の10月1日現在)
 平成21年:八代市住民基本台帳(平成21年9月30日現在)

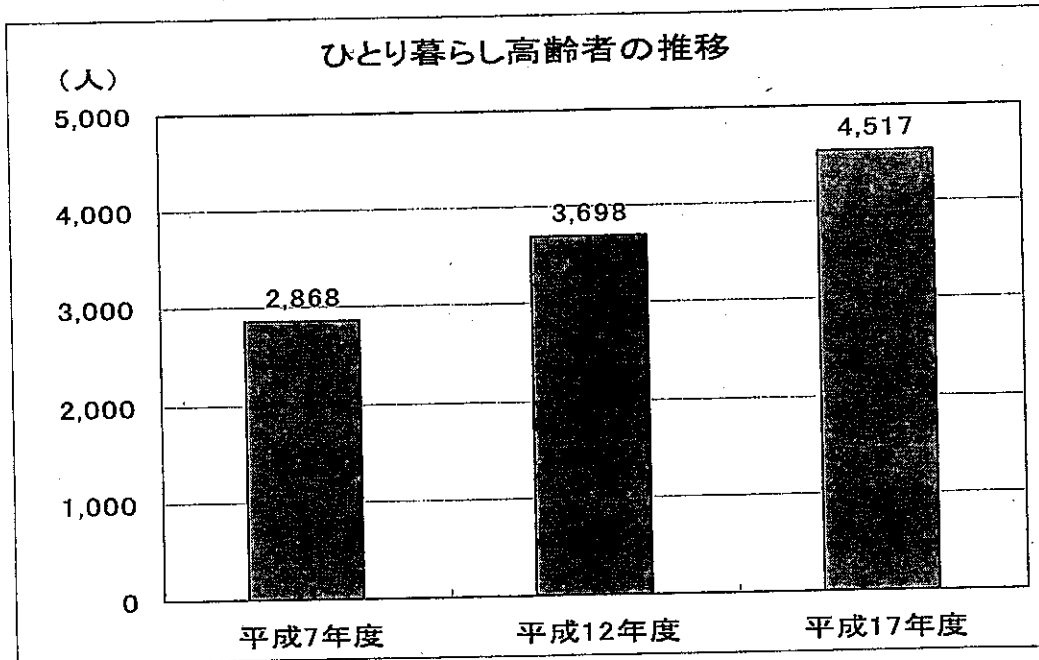
注1 総人口には年齢不詳者も含む

注2 昭和45年～平成12年については現在の市域に基づいて組み替えたもの

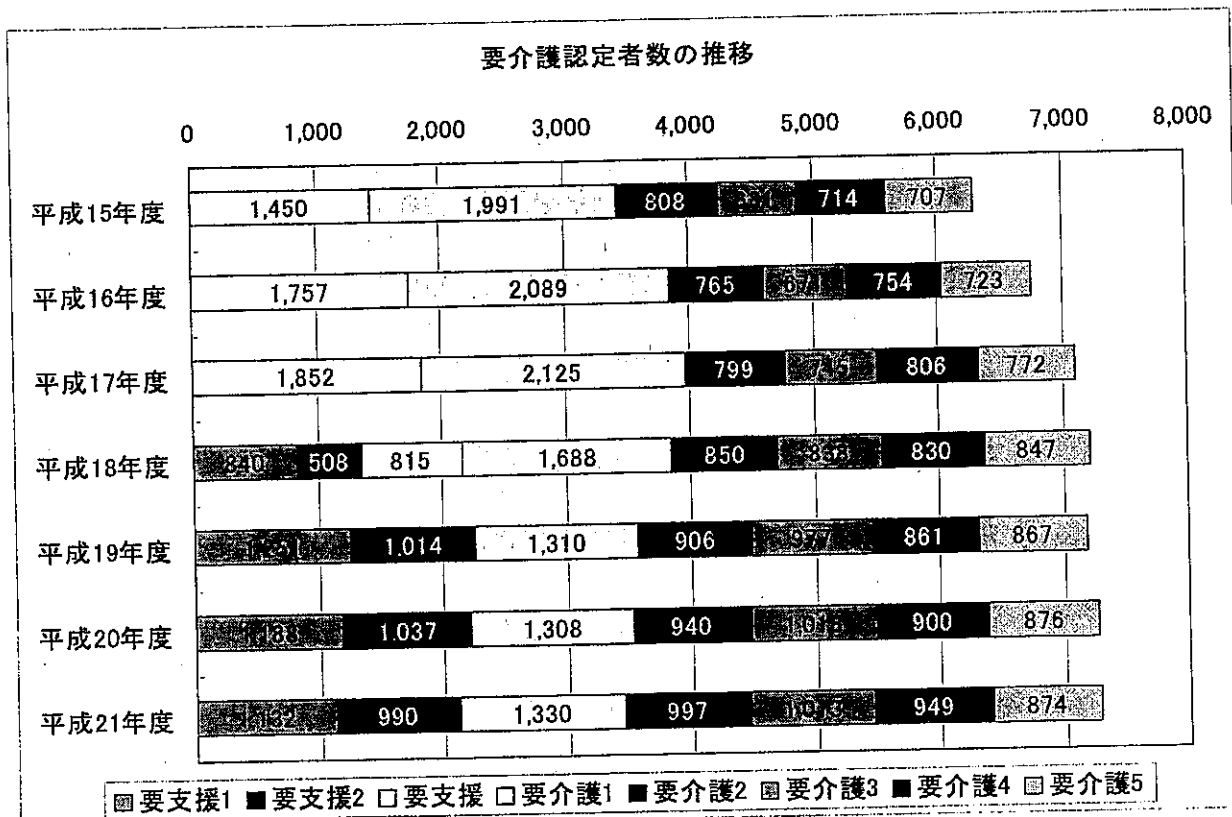


2 要支援者等の状況

(1) 高齢者について



資料 国勢調査 (各年の10月1日現在)



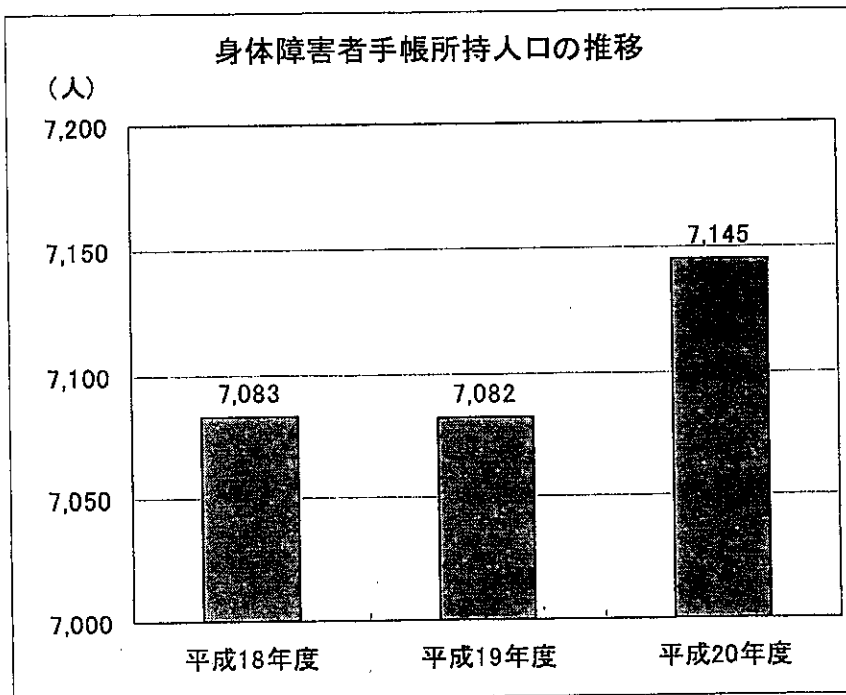
資料 八代市高齢者支援課 (各年度の10月1日現在)

(2) 障がいのある人について

○身体障害者手帳所持状況

区分	総数 (人)	65歳以上		重度 (1・2級)	
		人数(人)	割合	人数(人)	割合
平成18年度	7,083	4,863	68.7%	3,513	49.6%
平成19年度	7,082	4,872	68.8%	3,568	50.4%
平成20年度	7,145	4,973	69.6%	3,609	50.5%

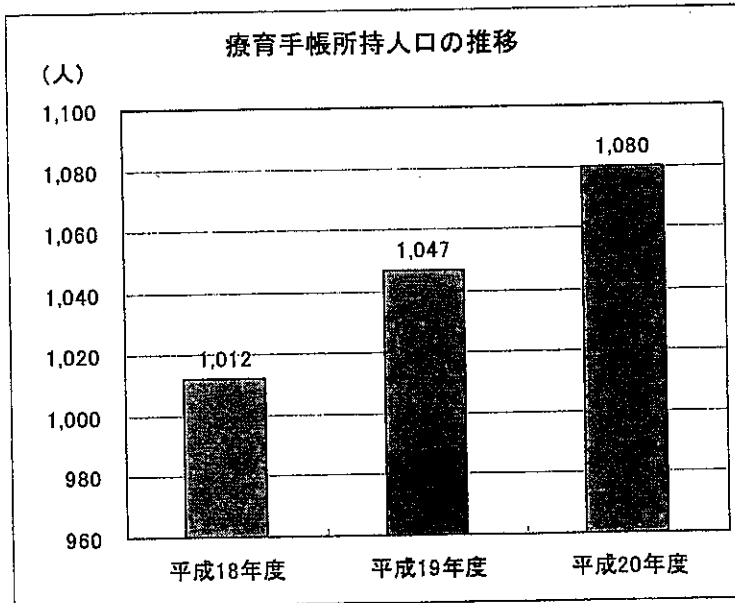
資料 八代市障がい福祉課(各年度の3月31日現在)



○療育手帳所持状況

区分	総数 (人)	65歳以上		重度 (A1・A2)	
		人数(人)	割合	人数(人)	割合
平成18年度	1012	97	9.6%	471	46.5%
平成19年度	1047	104	9.9%	483	46.1%
平成20年度	1080	111	10.3%	489	45.3%

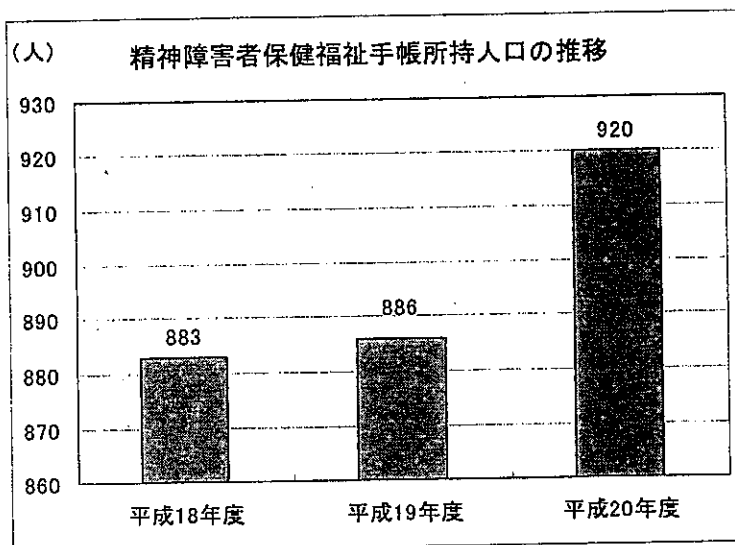
資料 八代市障がい福祉課(各年度の3月31日現在)



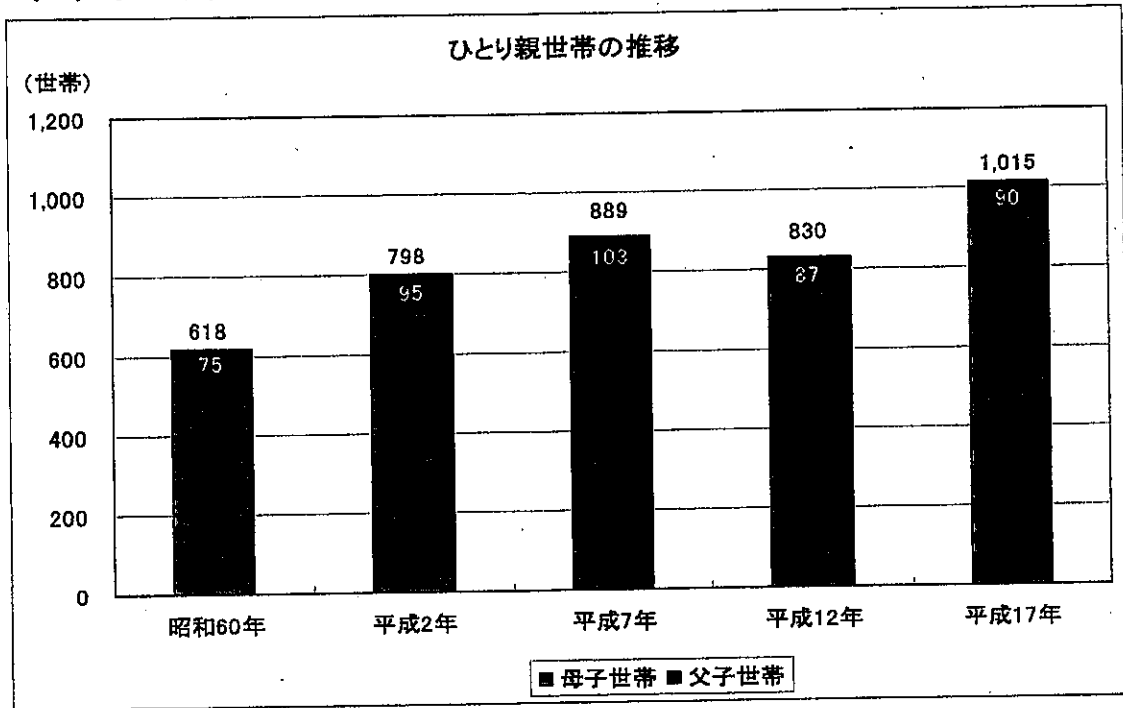
○精神障害者保健福祉手帳所持状況

区分	総数 (人)	重度 (1級)	
		人数(人)	割合
平成18年度	883	471	53.3%
平成19年度	886	483	54.5%
平成20年度	920	489	53.2%

資料 八代市障がい福祉課(各年度の3月31日現在)

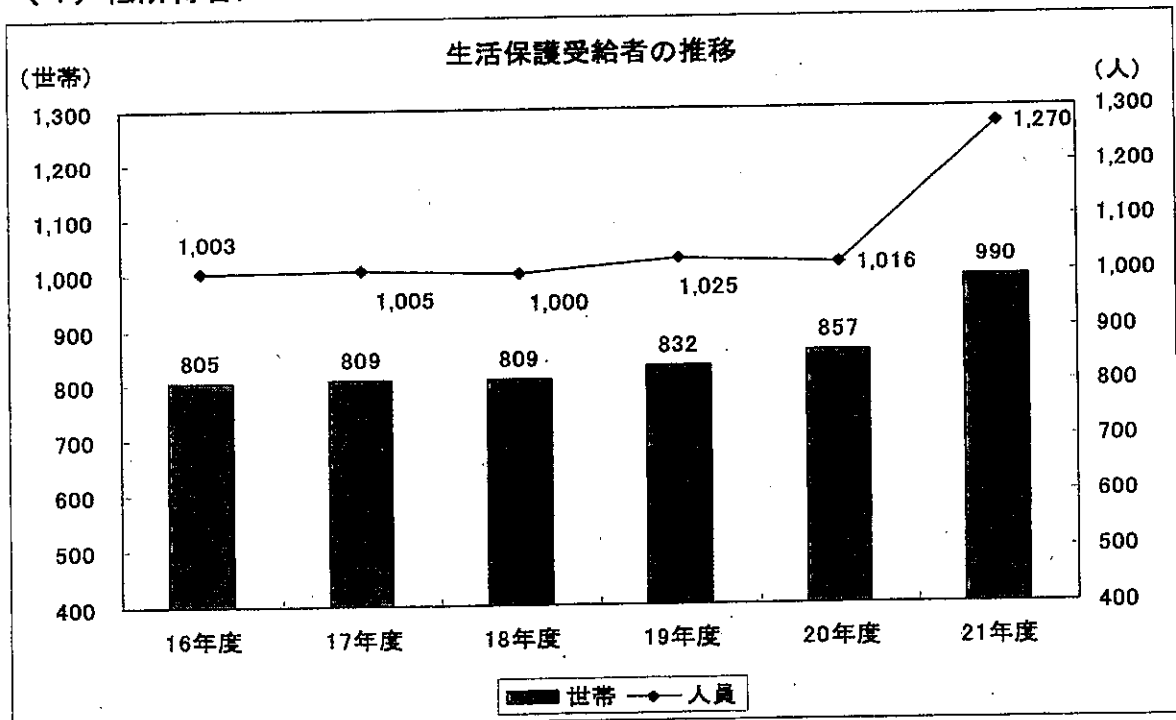


(3) ひとり親世帯について



資料 国勢調査（各年の10月1日現在）

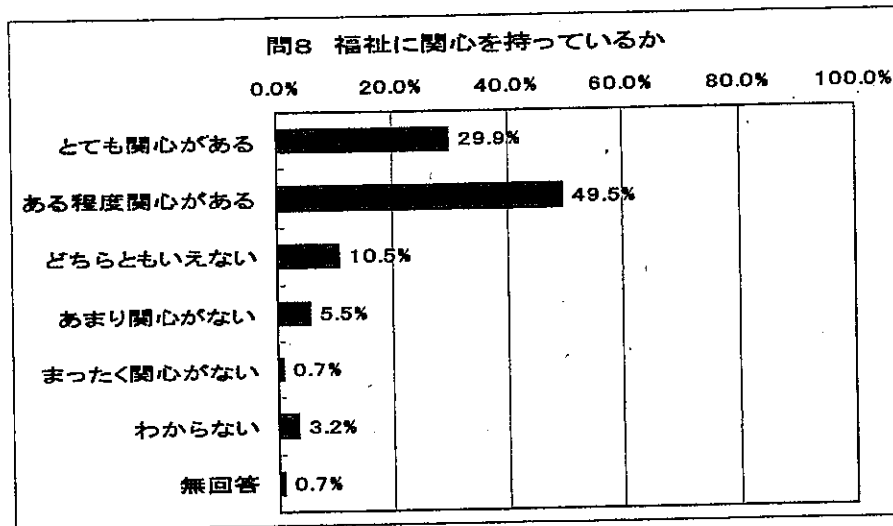
(4) 低所得者について



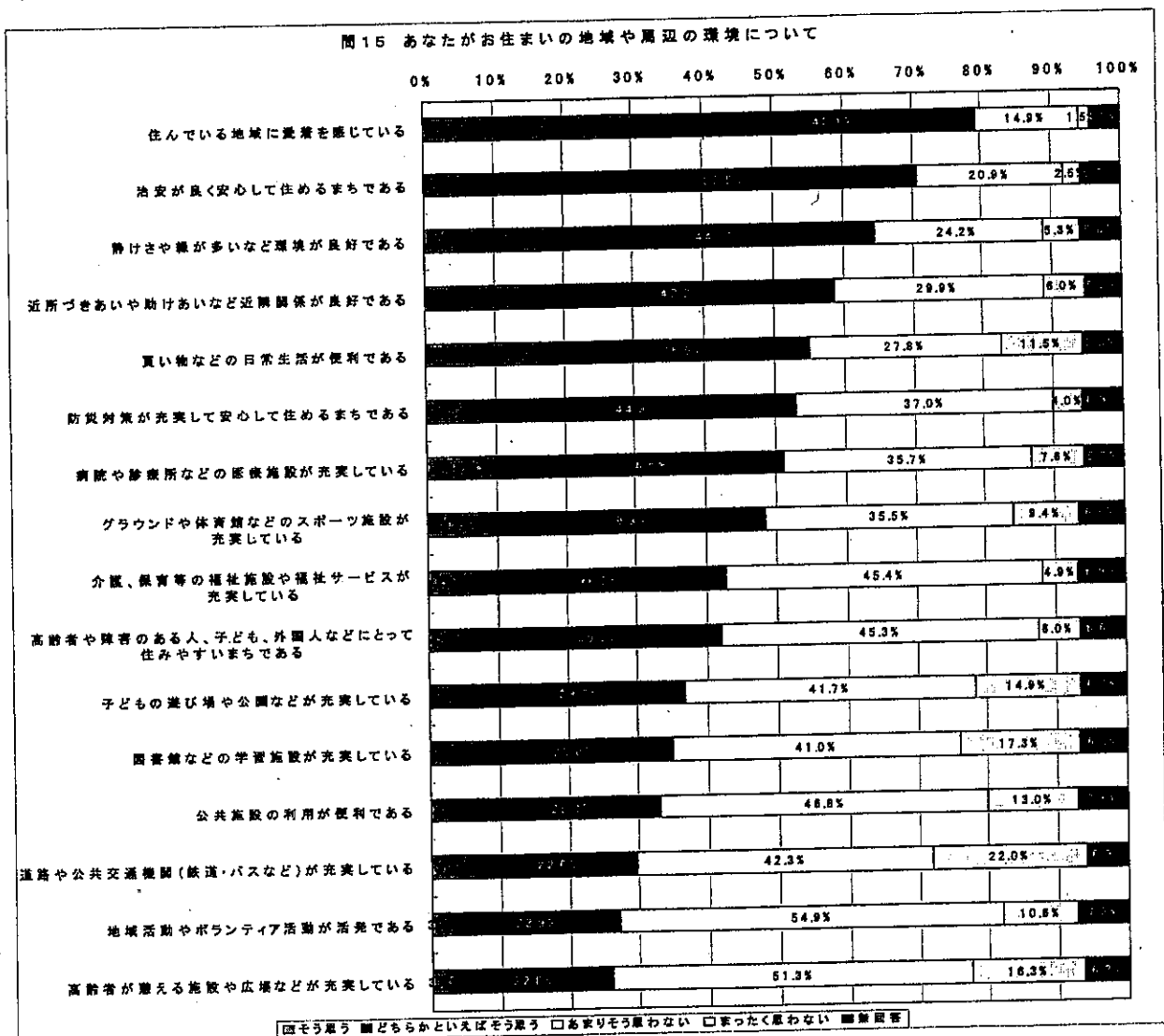
資料 八代市社会援護課（各年度の3月31日現在）
平成21年度は平成22年2月末現在

3 市民意識調査

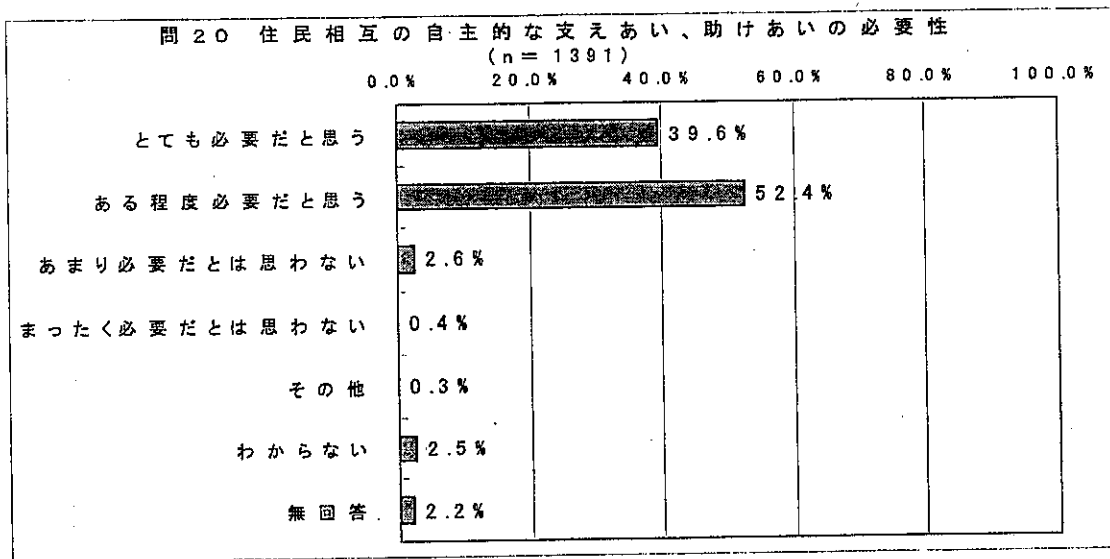
(1) 市民の福祉への関心



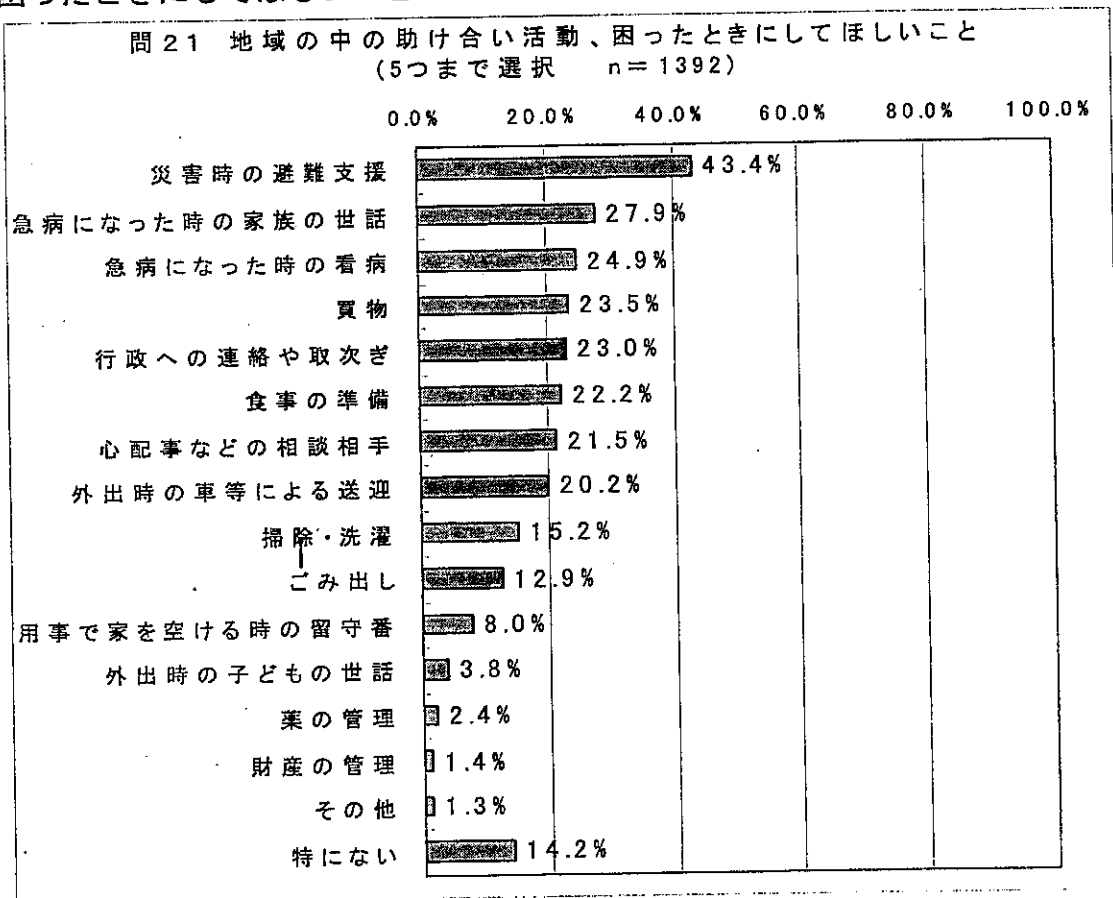
(2) 地域や周辺環境に係る評価



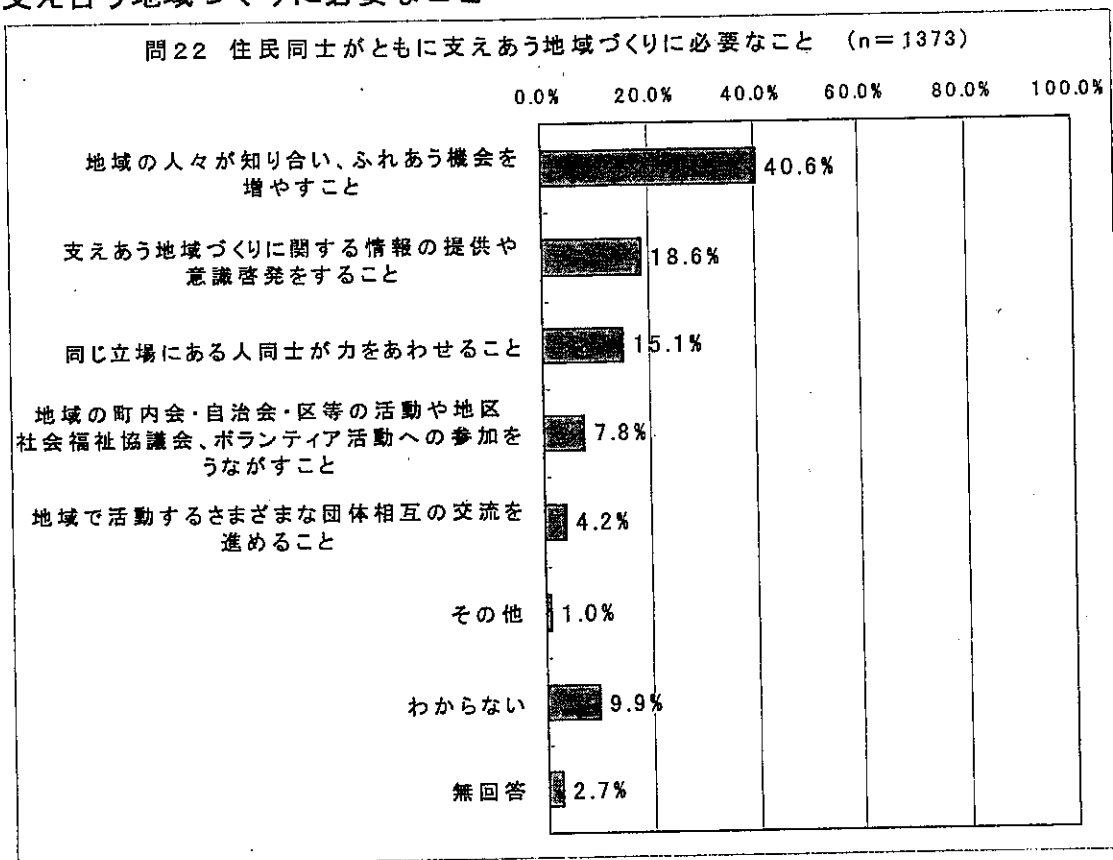
(3) 自主的な支え合い、助け合いの必要性



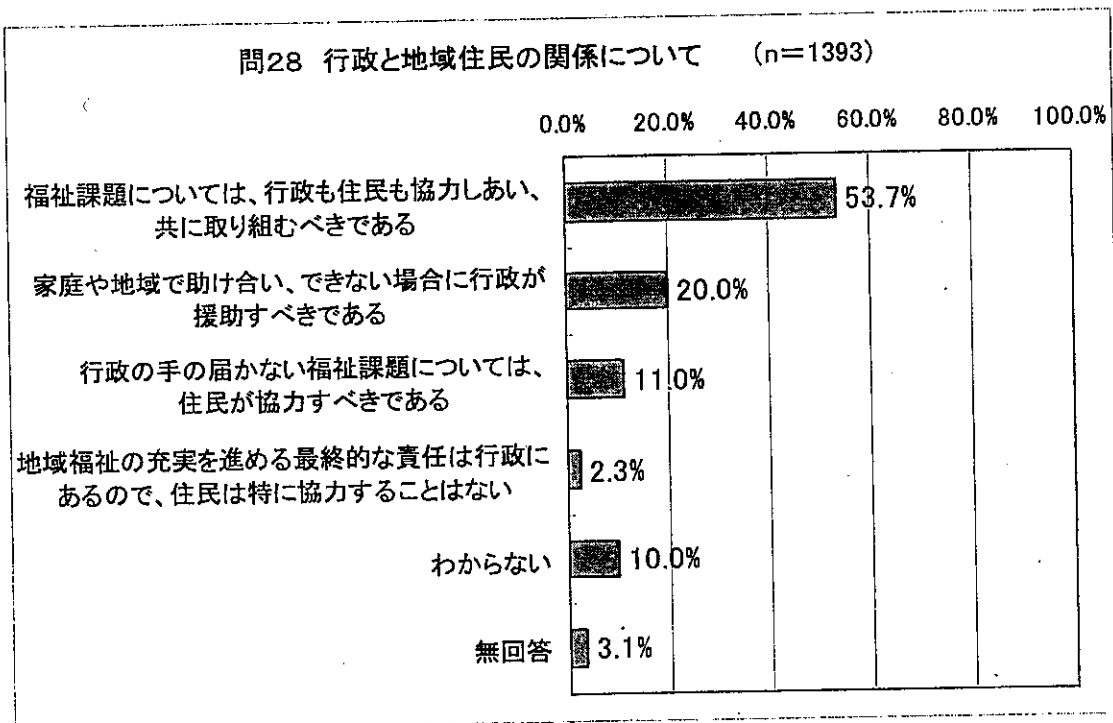
(4) 困ったときにしてほしいこと



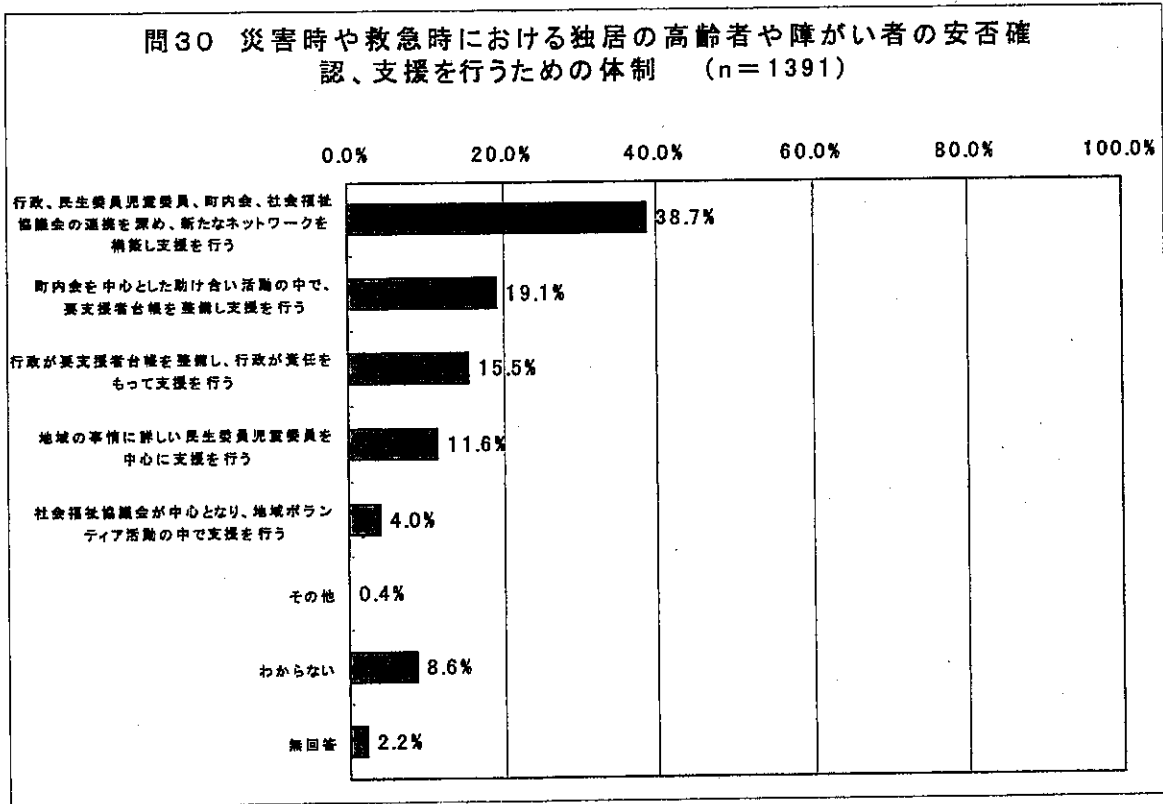
(5) 支え合う地域づくりに必要なこと



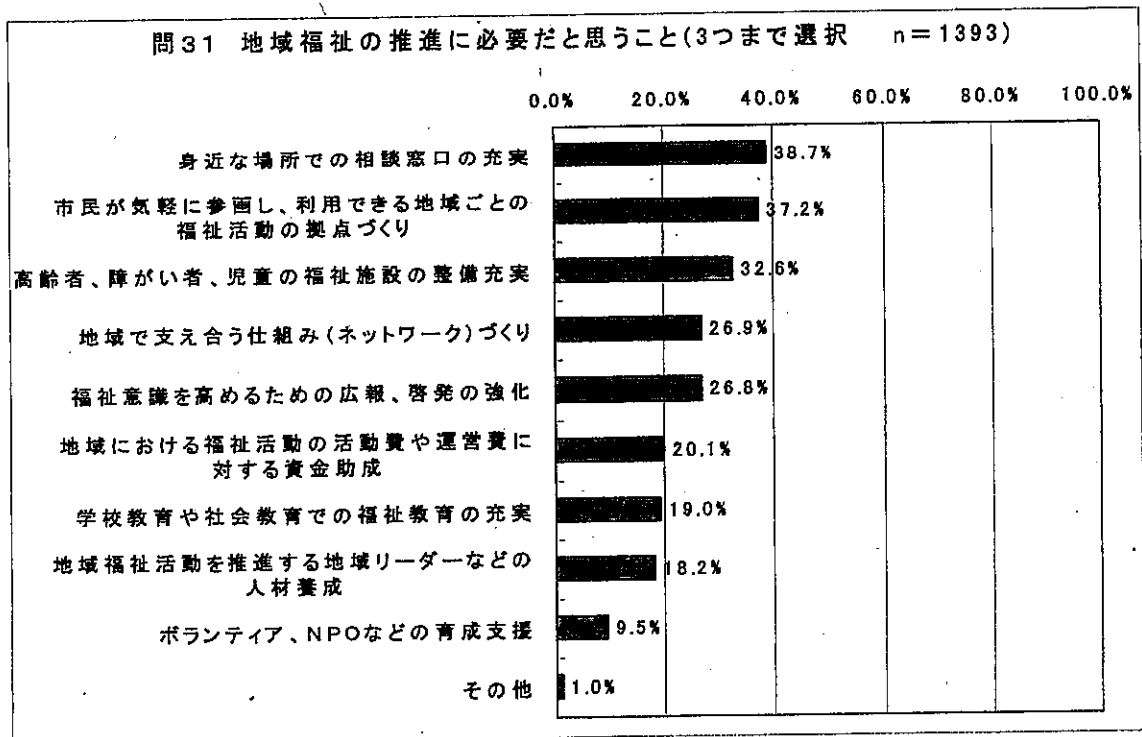
(6) 行政と地域住民の関係



(7) 災害時・緊急時における支援体制



(8) 地域福祉に必要なこと



《地域福祉の考え方》

地域には日常生活を送る上で、色々な悩みを抱え、様々な支援を必要としている人がいます。

- ・介護や家事の手伝いなど毎日の暮らしそのものを支えてもらうことが必要な人
 - ・話し相手や相談相手が必要な人
 - ・安否確認のために見守りを必要とする人
 - ・虐待やDVなどを受けている人
 - ・生活に困窮している人
- など



そのような人に対して、どのような支援ができるか？

- ・隣近所での支援
- ・地域における支援
- ・各種団体・NPO等による支援
- ・専門的な知識や技術に基づいた行政や福祉サービス事業者による支援など



地域社会の一員として、誰もが人間の尊厳をもち、その人らしい自立した生活ができること

地域住民や福祉サービスを提供する事業者、ボランティア、NPO法人、様々な団体、組織、行政、関係機関など、地域のすべての者が協力し合い、互いに支え合う地域社会をつくる取り組みや仕組みづくり

第2次 八代市地域福祉計画



ちいさな いっぽ きっと
ふくらむ 暮らし しあわせ

八代市 概要版

①個人の尊厳

個人が「人」としての尊厳をもって、家庭や地域の中で安心のある生活が送れる社会を実現します。

②住民参画

地域住民や各種団体がまちづくりに主体的に参画し、いきいきと生活できるような社会を実現します。

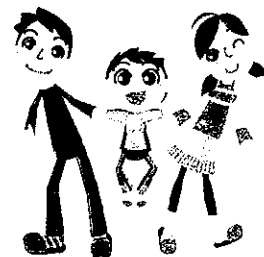
③共に生きる社会づくり

人や組織をつなぐ多様なネットワークを通じて互いを認め合い、支えあうための活動が展開される社会を実現します。

「個人の尊厳」「住民参画」「共に生きる社会づくり」

1

住民同士の支え合いと地域の結びつきの強化



2

利用者本位のサービスを受ける仕組みと提供する環境の整備



3

地域福祉を支える仕組みの構築と福祉のまちづくり・環境づくり



基本施策

市民・地域の主な取組み

1 住民一人ひとりの意識づけ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域におけるあいさつ運動の推進 ○ 地域活動への参加
2 ボランティア活動を育む土壌づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近なボランティア・NPO活動への参加
3 地域の連帯と交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティ活動への積極的な参加 ○ 高齢者など誰もが活躍できる場づくり
4 防犯、防災につながる支え合いの実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域を犯罪から守るための見守り体制づくり ○ 災害時に支援が必要な人への地域ぐるみの体制づくり
1 福祉サービスの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民、団体と民生委員・児童委員等の連携強化 報提供体制の充実
2 地域の福祉課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員活動やふれあい委員活動を通じた
3 サービス基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供者による利用者のニーズの把握強化 ○ サービス提供者による相談及び苦情に対応する体制の
1 さまざまな枠組みを超えた機関の連携・構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のネットワークへの参加
2 地域福祉が根付く風土の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民相互の交流機会の創出および参加促進 ○ 要支援者への地域住民による見守り体制の構築
3 社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の伝統行事や各種イベントの参加促進 ○ いきいきサロンの活動内容の充実と参加促進
4 地域の課題を地域で解決する仕組みの展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人暮らし高齢者や障がい者への見守り体制の充実（ ○ 地域ぐるみで子育てを応援していく体制づくりの推進 隊等）

行政等の主な取組み

○ 職員の社会貢献活動意識の高揚促進

○ ボランティア・NPO活動の情報提供の推進
○ ボランティア養成講座の実施など人材育成に係る支援

○ 誰もが気軽に集える「地域の縁がわづくり」の推進
○ 住民座談会の開催

○ 非行、虐待等の防止に向けた支援体制の確立
○ 地域防災計画に基づく防災基盤の整備



による相談・情

○ 広報紙やホームページ等、さまざまな媒体を活用した情報提供の推進
○ 地域における身近な相談窓口機能の充実

課題の把握

○ 各種アンケート調査、住民座談会等による福祉課題の把握

策化

○ 高齢者、障がい者、子育て等個別計画の推進及び検証
○ 福祉サービスに係る苦情や意見に対する点検制度の構築

○ 地域活動に係る団体、個人が横断的に参加するネットワークの構築
○ 行政の各分野が横断的に連携したサービス事業の提供促進

○ 関係機関等との連携強化
○ 要援護者を早期に発見するための体制強化

○ 過疎地における交通手段の確保
○ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

れあい委員等)
(こども見守り

○ 地域福祉ネットワークづくりの支援
○ 地域福祉について考える機会や情報の提供





■ 地域福祉とは

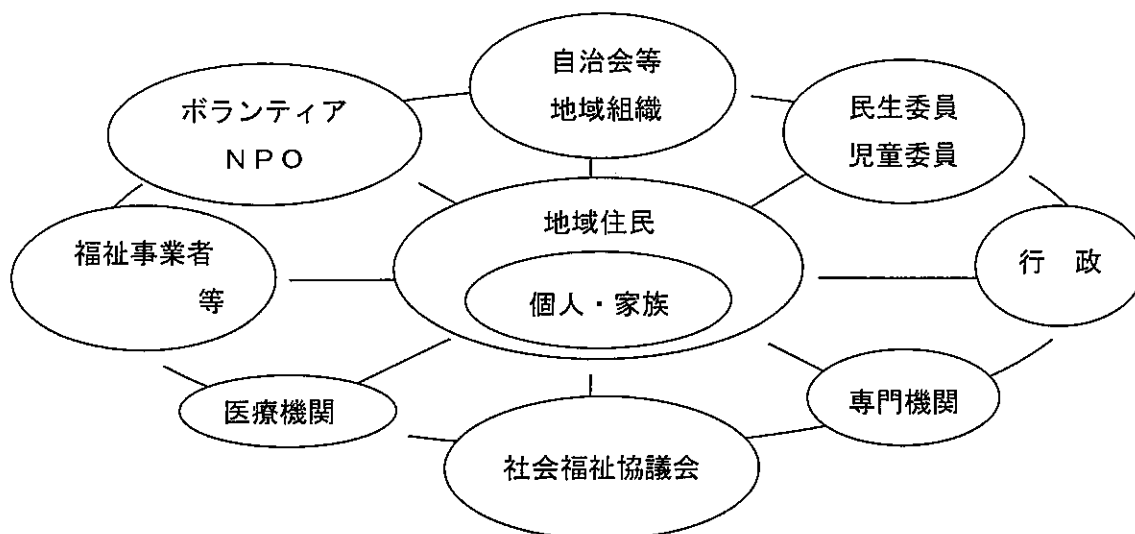
私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人、知人など様々な人たちと関わりを持ちながら、様々な生活課題を抱えて生活しています。

中でも、高齢者の介護や障がい者、子育て、あるいは生活困窮に関する支援などの福祉課題は、誰もが抱える可能性を持っています。また福祉課題を抱えて何らかの支援を必要とする人は、地域社会に数多く存在し、私たちの誰もがその当事者になりうるといえます。

このような状況を踏まえ、私たちはまず個人や家族で、自分の暮らしに責任を持ち、安心安全で自立した生活（人生）を送りたいと願っています。これは誰にも共通する願いだといえます。

しかし時として、個人や家族だけでは解決することが困難なことに直面することがあります。このような時には、様々な方法で課題に対応することが必要となります。

このため、地域住民・行政機関・福祉関係機関や団体・企業などの地域を構成する人々が協働して何ができるか、またはどのように協力できるかを考え、行動できる地域を創造していくことが今後の地域福祉のあり方であると考えます。





■ 計画の推進

計画の推進にあたっては、庁内体制の充実及び市民参加による計画の推進を図ります。

- 「八代市地域福祉計画策定・評価委員会」において、各年度における実施状況を把握、点検しながらその後の対策を実施していきます。

- 本計画を推進するうえで、住民の理解と参加が不可欠です。このため、本計画の内容を市のホームページや概要版の配布等により、広く市民に周知します。
- 住民が自ら地域福祉について考える機会を提供するために住民座談会を開き、地域に応じた福祉活動を推進します。

■ 計画の期間

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。

■ 根拠法

市町村地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づいて策定されるものです。

八代市健康福祉部障がい福祉課
〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25
TEL 0965-35-0294 Fax 0965-33-8983